

茂原市立新茂原幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 茂原市が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 茂原市立新茂原幼稚園
- (2) 所在地 茂原市上林 56 番地 2

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 茂原市立新茂原幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 当園は、学校教育法及び幼稚園教育要領に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、利用する幼児（以下「園児」という。）が心身共に健やかに育つよう努めるものとする。

3 当園の教育目標は次のとおりとする。

「心豊かで、自分で考えて行動できる子どもの育成」

子どもの自発的な活動としての遊びを通して一人一人の学び、育ちを促す。

(めざす園児の姿)

- 元気に遊ぶ丈夫な子
- 思いやりのあるやさしい子
- 探究心をもちよく考える子
- 創造性豊かな子

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は 70 人とする。

(提供する特定教育・保育等の内容)

第4条 当園は、幼稚園教育要領に基づき、次に掲げる教育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者に係る園児に対し教育を提供する。
- (2) その他教育に係る行事等

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 特定教育・保育等の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1 名

職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任教諭 1名

地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育内容について他の教諭等を総括する。

(3) 教諭 3名

教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 養護教諭（兼務）1名

運動会時等の怪我・疾病等の応急処置を行う。

(5) 特別支援教育支援員 必要と認める員数

支援介助等を必要とする園児のサポートを行う。

（特定教育・保育等を提供する日）

第6条 特定教育・保育等を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間及び日を除く。

(1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(5) 千葉県民の日 6月15日

第7条 特定教育・保育等を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

9時から14時までとする。

（利用者負担額等）

第8条 当園の利用者負担額（保育料）は、公費負担とする。

2 園児の保護者は、特定教育・保育に要する物品又はサービスに係る実費相当額を負担するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。ただし、当該物品又はサービスが不要である特別な理由がある場合を除く。

(1) 学用品費

園服	1購入当たり	6,000円程度
----	--------	----------

体操服	1購入当たり（半袖上下）	4,000円程度
	（長袖上下）	8,000円程度

その他		6,000円程度
-----	--	----------

(2) 教材費	1年当たり	7,000円程度
---------	-------	----------

(3) クラス絵本代	1年当たり	6,000円程度
------------	-------	----------

(4) 給食費	1食当たり	270円
---------	-------	------

（利用の開始に関する事項）

第9条 園児が当園の特定教育・保育の利用を開始する取扱いは次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める利用定員を超える利用申込みがあった場合には、抽選を行うものとする。
- (2) 園児の保護者は茂原市に対し、茂原市教育委員会を通して、「教育・保育給付認定」の申請を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育等の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者に連絡するとともに、次に掲げる嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な処置を講ずるものとする。

- (1) 清水三郎医院
 - (2) 歯医者杜
- 2 当園は、特定教育・保育等の提供により事故が発生した場合は、茂原市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当園は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 当園は、園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に備えて消防計画等を作成し、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

- 2 当園の緊急時避難場所は、当園園庭又は萩原小学校とする。

(虐待防止のための措置)

第13条 当園は、教諭、養護教諭等が日々の教育の中で園児の身体及び様子の変化を早期に発見し、速やかに園長に報告等ができるよう、関係職員への指導その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、虐待が疑われる状況があった場合には、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」に基づく措置を講ずるものとする。

(苦情への対応)

第14条 当園は、特定教育・保育等に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の各号に掲げる苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 相談・苦情受付担当 主任教諭
- (2) 相談・苦情受付責任者 園長

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、決裁日から施行する。